

事 務 連 絡
平成 23 年 7 月 22 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監 督 課 長
(契 印 省 略)

西日本における夏期の節電に向けた労使の取組への対応について

東京電力及び東北電力管内を中心とした夏期の節電に向けた労使の取組への対応については、平成 23 年 5 月 13 日付け基発 0513 第 1 号「夏期の節電に向けた労使の取組への対応について」により指示されたところであるが、今般、西日本 5 電力会社（関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力をいう。以下同じ。）管内の電力需給が逼迫する見込みであることから、7 月 20 日に、政府の「電力需給に関する検討会合」において「西日本 5 社の今夏の需給対策について」（別添参考資料参照。以下「西日本対策」という。）が取りまとめられたところである。

西日本対策においては、関西電力管内（西日本対策の別紙 4）について、これまでの管内の自治体等の取組みを十分踏まえつつ、今夏のピーク期間・時間帯（目安は、7 月 25 日から 9 月 22 日の平日の 9 時から 20 時）において、使用最大電力を全体として前年比▲10%以上を目途に節電に取り組むこととされている。また、他の 4 電力会社（北陸、中国、四国及び九州）の管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電（具体的には、照明・空調機器等の節電など）に取り組むこととされている。なお、電気事業法第 27 条の発動による需要抑制は行わないこととされている。

このような中で、西日本においても、東京電力及び東北電力管内と同様に、企業が、電力使用の分散化・平準化を図ることを目的として、事業計画、生産計画等の変更を行い、それに伴い、上記期間を中心に、所定労働時間の短縮、休暇・休日や始業・終業時刻の変更、変形労働時間制の導入等を実施することが考えられるところであり、労働基準行政機関としても適切に対応していく必要がある。

このため、西日本 5 電力会社の電力供給区域を管轄する労働局及びその管内の労働基準監督署においては、必要に応じて節電対策緊急労働相談窓口を開設するなど適切な相談対応の実施について、遺憾なきを期されるようお願いする。